

令和5年度

新潟県自然エネルギーの島構想実現に向けた  
太陽光発電・電気自動車等導入促進事業補助金

公募要項について

## 1 本事業の目的

佐渡島および粟島における再生可能エネルギーの導入拡大  
およびカーボンニュートラルの達成（自然エネルギーの島構  
想実現）を図るため、太陽光発電設備や電気自動車等を導入  
した者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するも  
のとする。

## 2 補助対象者の要件

### 佐渡市もしくは粟島浦村に事業所を置く事業者

- 法人格を有する民間団体
- 個人事業者
- 補助事業に参画してPPA事業を行う法人格を有する民間団体もしくは個人事業者

- ① 事業完了時に新潟県へ実績報告書を提出すること。
- ② 事業完了後、定期報告を3年間提出すること。
- ③ 新潟県が開催するセミナー等での成果事例発表等に協力すること。

### 3 補助対象事業の要件

1

太陽光発電設備、電気自動車等を新たに導入する事業

電気自動車等の導入については太陽光発電設備の同時導入または導入済みであることが条件

2

本事業で導入する太陽光発電設備または  
既設の太陽光発電設備の**定格出力※**が10kW以上であること。

【定格出力値】

太陽電池とパワーコンディショナーの公称最大出力合計値の低い方の値(小数点以下を切り捨て)

3

太陽光発電設備の設置場所と電気自動車等の使用の**本拠の位置**が同一  
または**隣接地**であることが確認できること。

## 4 補助対象設備等の要件:太陽光発電設備

- ① 太陽光発電設備の定格出力が10kW以上であること。
- ② 佐渡市または粟島浦村の事業所に設置すること。
- ③ 「自家消費」または「オンサイトPPAモデル」を目的として設置すること。
- ④ オンサイトPPAモデルによる事業の場合は需要家とPPA事業者との契約で補助金額がサービス料金の低減等により需要家に還元される事業であること。
- ⑤ 太陽光発電設備の発電電力量が計測できる機器を設置すること。
- ⑥ 中古品で無いこと。
- ⑦ 対象設備により、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT（固定価格買い取り制度）またはFIP(Feed in Premium)制度等による売電を行わない事業であること。
- ⑧ 住宅または住居施設への設置でないこと。
- ⑨ 国内の販売実績のない新型機器については、実証試験結果の信頼性が認められる場合に限って、補助対象とする。

## 5 補助対象経費および補助額等について:太陽光発電設備

費 目	内 容	対 象 外	補助額等
設計費	対象設備等の設置に係る設計に要する経費		本事業で導入する太陽光発電設備の <b>定格出力1kWあたり4万円</b> (消費税及び地方消費税は含まない)
設備費	対象設備等の購入、製造等に要する経費	土地の取得及び賃借に係る費用、中古品等	
工事費	補助事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に要する経費	建屋の建設費、既存構築物及び設備の撤去費、土地造成、整地及び地盤改良工事に準じる工事費	
その他経費	事業実施に必要な経費	電力会社との工事費負担金	

(消費税は補助対象外とする)

## 6 補助対象設備等の要件：電気自動車

① クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業の「銘柄ごとの補助金交付額」で掲げる車種であること(令和5年4月1日以降の車両登録分で対象とされているものに限る)。

<http://www.cev-pc.or.jp/hojo/cev.html>

② 登録時期が初度登録であること(新車であること)。

③ 補助金による電気自動車等の購入・新規登録等が、令和6年2月29日までに完了すること。

④ 使用の本拠の位置が佐渡市または粟島浦村であることが確認できる車両であること。

⑤ 新潟県内の販売店等から購入する車両であること。

⑥ (自動車検査証の交付を受ける車両の場合)自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が「事業用」の車両でないこと。

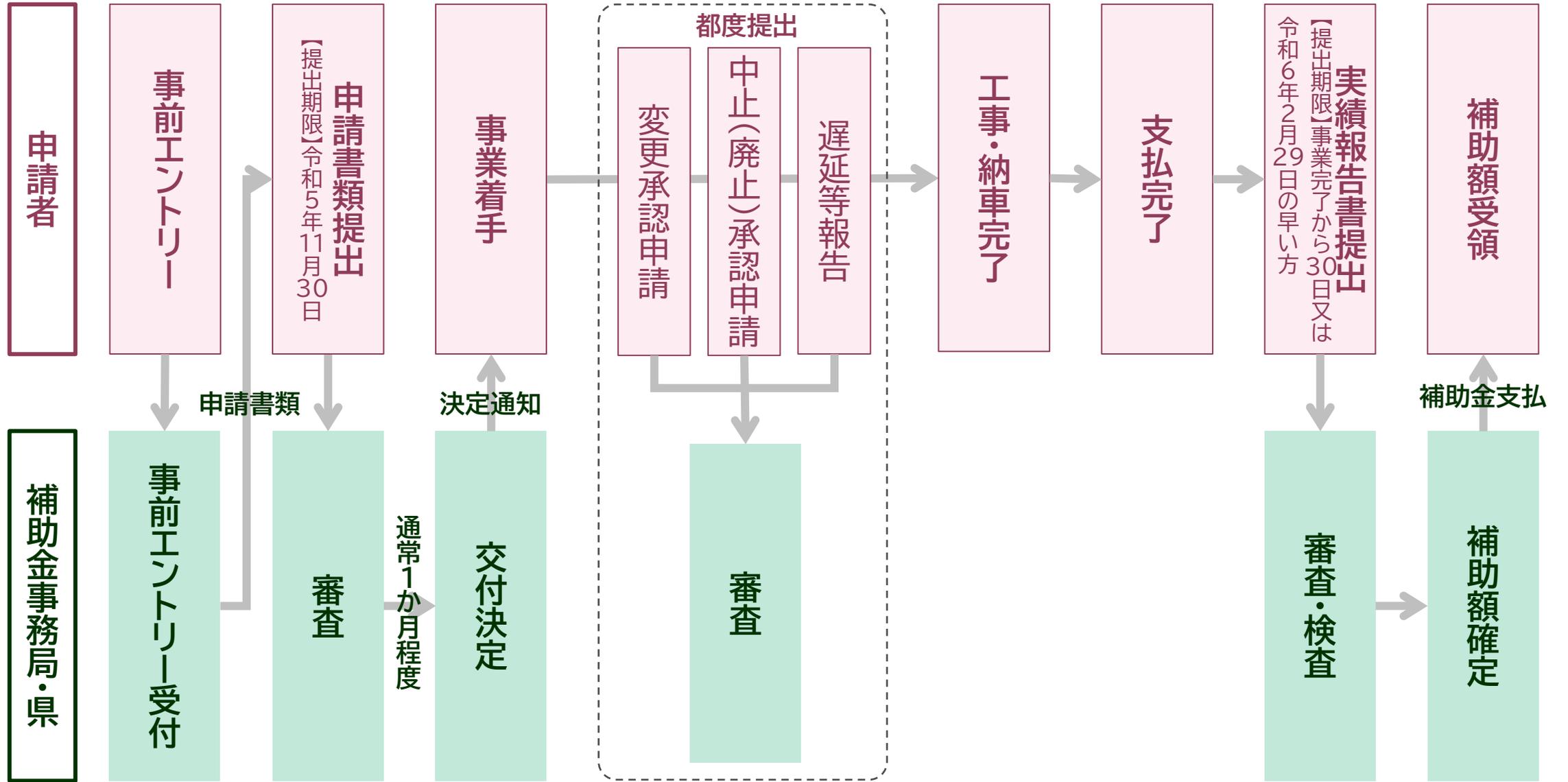
⑦ 自動車販売業者が販売促進活動(展示・試乗等)に使用する車両でないこと。

## 7 補助対象経費および補助額等について:電気自動車等

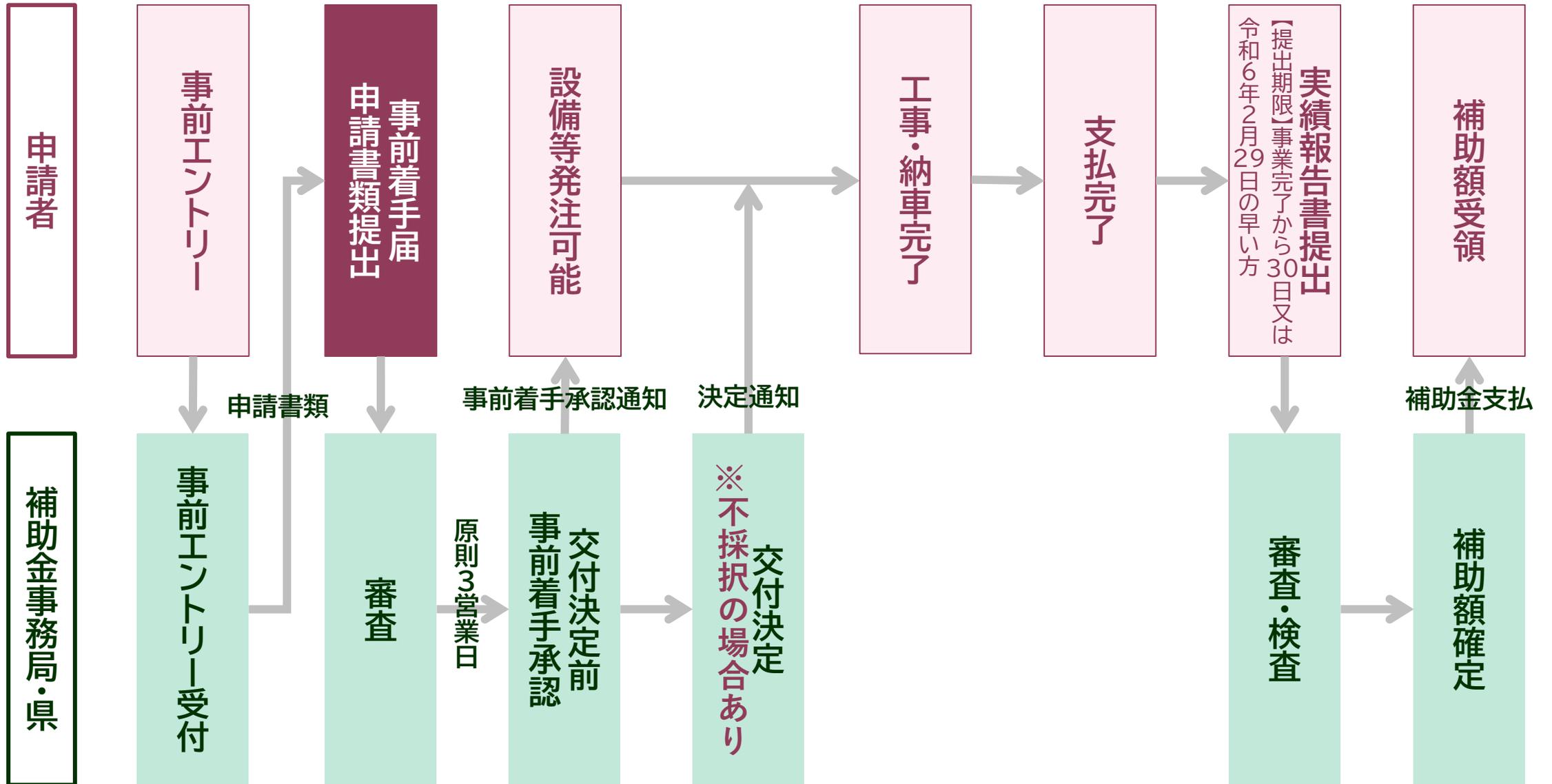
費 目	対 象 外	補助額等
車両本体 購入費	中古車 メーカーオプション ディーラーオプション	<ul style="list-style-type: none"><li>● クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程(CEV規程)に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター(センター)が実施する補助事業において定めた車種ごとの補助金交付額(消費税及び地方消費税は含まない)。</li><li>● 本事業で導入する太陽光発電設備または既設の太陽光発電設備の定格出力(増設する場合は増設後の定格出力)10kWあたり1台までとする。</li></ul>

(消費税は補助対象外とする)

## 8 事業期間について



## 9 事前着手について



## 10 提出書類

提出書類	補助対象設備等		
	太陽光発電および 電気自動車等	太陽光発電設備のみ	電気自動車等のみ
補助金交付申請書 (第1号様式)	○	○	○
補助事業の実施計画書 (第1号様式別紙1-1)	○	○	×
補助事業の実施計画書 (第1号様式別紙1-2)	○	×	○
補助事業の経費配分書 (第1号様式別紙2)	○	○ (1)太陽光発電設備に関する 事項欄のみ記載	○ (2)電気自動車等に関する 事項欄のみ記載
上記で提出が必要な書類に 記載された添付書類	○	○	○

## 11 交付申請書の提出

### 提出期間

**令和5年11月30日(木) 17時00分まで(必着)**

### 提出方法

**電子メール、郵送(書留郵便に限る)または持参で提出**

※持参の場合は、9時～12時・13時～17時(土日・祝祭日を除く)

### 提出先

〒950-2035 新潟市西区新通451

一般社団法人環境省工ネ推進研究所

e-mail: [info@eecp.or.jp](mailto:info@eecp.or.jp) 電話: 025-263-0100



# ご不明な点は 補助金事務局へお問合せください

---



当ホームページのお問合せフォーム



電子メール [info@eecp.or.jp](mailto:info@eecp.or.jp)



025-263-0100

【受付時間】 9:00～12:00／13:00～17:00(土日祝日除く)